

## 国際刑事裁判所条約批准に関する意見書

1998年に行われた国連外交会議において、我が国政府代表団は、国際刑事裁判所条約について、意見の異なる諸外国の立場の調整に尽力し、同条約の採択に大きく貢献しました。

しかし、我が国は国内法の整備と加盟後の分担金の負担を主な理由として、同条約をいまだに批准していません。

アジアの主要国である我が国の早期批准は多くの国の批准を促進し、集団殺害（ジェノサイド）、拷問、レイプ、奴隷化などを含む人道に対する罪や、戦争犯罪などを起こした個人を国際法に基づき、訴追・処罰することにより秩序ある平和な世界をつくることに大きく貢献します。

2005年8月2日、衆議院において、「国連創設及び我が国の終戦・被爆60年に当たりさらなる国際平和の構築への貢献を誓約する決議」が採択され、政府には核兵器の廃絶、持続可能な共生社会の実現を目指し、世界連邦実現への道の探求など、改めて恒久平和への国際的貢献に取り組まれています。

また、2009年には設立条約の見直し会議や裁判官選挙が予定されており、これらに我が国は、オブザーバーとしてではなく、加盟国として投票権を有して参加することが望ましいことと考えます。

以上のことから、国際刑事裁判所条約批准を2007年度中に実現することを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月21日

田 辺 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣  
衆議院議長  
参議院議長  
外務大臣  
法務大臣